

# 久留米広域消防本部からのお知らせ

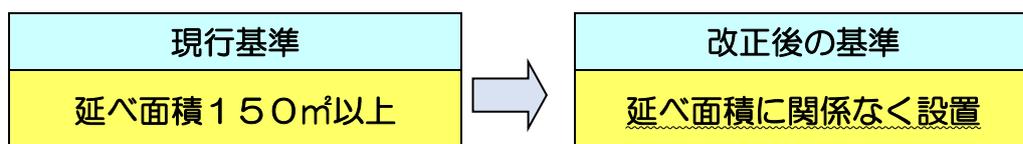
## 「小規模飲食店」に係る消防法令の改正概要

### 1 改正の経緯

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した市街地火災（147棟焼損、負傷者17名）を受け、類似火災の防止による防火安全対策の徹底のため、消防法令が改正され、小規模飲食店に対する消防用設備等の設置基準の強化が図られました。

### 2 改正内容

**火を使用する設備等を設けた全ての飲食店に消火器が必要になりました！**



### 3 施行日

令和元年10月1日

### 4 消火器の点検について

消防法令上、延べ面積1,000㎡未満の防火対象物の消火器については関係者自ら点検を行い、消防機関へ報告書を提出することができます。報告要領は、インターネットの【総務省消防庁】⇒【火災予防】⇒【自ら行う消火器の点検報告】⇒【消火器の点検報告支援パンフレット】から確認できます。

※ 製造年から5年を経過した消火器については、内部の点検が必要ですので、点検業者に依頼してください。

### 5 報告書の様式について

インターネットの【久留米広域消防本部】⇒【講習・申請書】⇒【申請書ダウンロード】⇒【消防設備関係】からダウンロードできます。

